

肝炎ウイルスによる慢性肝疾患で療養中の方へ

# 定期検査の費用助成 があります



鳥取県肝炎総合対策キャラクター  
かんぞうクン

## 対象となる方

鳥取県内に住所があり、公的医療保険に加入している方のうち、以下のすべての要件に該当する方

- (1) 肝炎ウイルスによる慢性肝炎、肝硬変、肝がん（治療後の経過観察を含む）と診断された方  
※無症候性キャリア（肝炎ウイルスに感染しているが肝炎の症状がない状態）の方は対象外
- (2) 住民税非課税世帯又は市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方
- (3) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を受けていない方
- (4) フォローアップ※に同意した方  
※年1回程度、県や市町村からの受診状況や治療内容の確認等を行います

## 定期検査が受けられる医療機関

鳥取県肝臓がん検診精密検査登録医療機関  
（鳥取県のホームページを確認いただくか、問い合わせ先（裏面）までお尋ねください）  
※上記以外の医療機関で受けた場合は助成対象外



鳥取県ホームページ

## 対象となる検査

- ・初診料（再診料）
- ・ウイルス肝疾患指導料
- ・血液検査
- ・超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

※肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる

※肝機能に関連する検査のうち、県が定めた項目のみ対象

※検査が複数の日にわたる場合、同一の医療機関で1ヶ月以内に受けられた検査が助成対象

## 申請期間

定期検査受診後、1年以内

## 助成回数

2回／年度（初回精密検査を含む）

## 助成額

対象となる検査の費用から、自己負担限度額（以下参照）を差し引いた額

区分	自己負担限度額（1回につき）
住民税非課税世帯に属する方	0円
市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する方	<慢性肝炎> 2,000円 <肝硬変・肝がん> 3,000円

## 助成の流れ

受診できる医療機関を確認します。（表面参照）

受診する医療機関に、定期検査費用助成金を申請予定であることを伝えてください。

定期検査を受け、医療機関で検査費用を支払います。

申請に必要な書類①～③を受け取ります。

①領収書（※再発行されませんので、必ず保管してください。）

②診療明細書

③診断書（原本）（初めて申請する場合は必須。2回目以降は省略できる可能性があります。）



お住まいの地域の保健所に書類を持参し、手続きをしてください。

### 【申請に必要な書類】

上記①～②（コピーでも可）

③診断書（原本）

④申請書

⑤同意書

⑥世帯全員の住民票の写し（原本）

⑦世帯全員の市町村民税の課税（非課税）証明書（原本）

※診断書作成料、住民票等の交付手数料は助成対象外です。

※③は病態に変化がなければ、初回申請時のみの提出です。

※④⑤は保健所で記入できます。保険証と振込先がわかるものをご持参ください。

※⑥⑦は年度1回の提出です。1回目の申請時にご持参ください。

※詳しい内容は鳥取県ホームページ「鳥取県のがん情報のポータルサイト」をご覧ください。  
申請書、同意書等のダウンロードもできます。



鳥取県ホームページ

## お問い合わせ・申請先

お住まいの地域	管轄の保健所	電話番号
鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町	鳥取市保健所	0857-30-8532
倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町	中部総合事務所 倉吉保健所	0858-23-3145
米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、 伯耆町、日南町、日野町、江府町	西部総合事務所 米子保健所	0859-31-9317

B型C型肝炎治療に関する医療費助成もあります。  
鳥取県ホームページを御確認いただくか、お問い合わせ先までお尋ねください。



肝炎治療特別促進事業